

2号・3号利用者負担額(保育料額)

上松町:令和元年10月～

国基準						町基準							
階層区分		徴収金基準(月額)				階層区分		利用者負担額(月額)					
階層	定義	3歳未満児の場合		3歳以上児の場合		階層	定義	3歳未満児の場合		3歳以上児の場合			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円		
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	第2階層	町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円		
第3階層	町民税所得割の課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	19,500円	19,300円	0円	0円	第3-1階層	町民税均等割のみ課税世帯	13,400円	6,500円	0円	0円	
			第3-2階層	48,600円未満	16,100円	9,200円	0円		0円				
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円	0円	0円	第4-1階層	町民税所得割の課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円以上 72,800円未満	19,100円	12,200円	0円	0円
							第4-2階層		72,800円以上 97,000円未満	26,100円	19,200円	0円	0円
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	44,500円	43,900円	0円	0円	第5-1階層		97,000円以上 133,000円未満	34,700円	27,800円	0円	0円
							第5-2階層		133,000円以上 169,000円未満	35,300円	28,400円	0円	0円
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	61,000円	60,100円	0円	0円	第6-1階層		169,000円以上 235,000円未満	44,500円	37,600円	0円	0円
							第6-2階層		235,000円以上 301,000円未満	45,900円	39,000円	0円	0円
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	80,000円	78,800円	0円	0円	第7階層	301,000円以上 397,000円未満		51,300円	44,400円	0円	0円	
第8階層	397,000円以上	104,000円	102,400円	0円	0円	第8階層	397,000円以上		60,100円	53,200円	0円	0円	